

令和3年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第17日（令和3年6月30日 水曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 市長提出、議案第29号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第41号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」までの議案13件を一括議題  
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣の件

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係主幹 | 佐野 舞 君 | 技 幹 | 安田 文華 君 |
| 主 事 | 濱崎 桃子 君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

## 出席要求による出席者

|                                |         |                                          |         |
|--------------------------------|---------|------------------------------------------|---------|
| 市 長                            | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                                    | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長         | 戎井 大城 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員               | 西原 貴樹 君 |
| 企 画 財 政 課 長                    | 横山 英幸 君 | 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長   | 窪内 研介 君 |
| 危 機 管 理 課 長                    | 倉松 克臣 君 | 消 防 長                                    | 味元 博文 君 |
| 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長           | 宮地 直道 君 | 健 康 推 進 課 長                              | 山下 育 君  |
| 福 祉 事 務 所 長                    | 井上 美樹 君 | 市 民 課 長                                  | 岡田 旭生 君 |
| まちづくり対策課長                      | 中尾 吉宏 君 | 観 光 商 工 課 長                              | 二宮 眞弓 君 |
| 国 立 公 園 *<br>ジ オ パ ー ク 推 進 課 長 | 酒井 満 君  | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長       | 和泉 政彦 君 |
| 水 道 課 長                        | 吉永 敏之 君 | じ ん け ん 課 長                              | 亀谷 幸則 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>し お さ い 園 長       | 畑山 正王 君 | こ ど も 未 来 課 長                            | 中津 恵子 君 |
| 生 涯 学 習 課 長                    | 田村 五鈴 君 | 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長 | 谷崎 清 君  |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和3年土佐清水市議会定例会6月会議、第17日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、議案第29号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第41号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」までの議案13件を一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、山崎誠一君。

（予算決算常任委員会委員長 山崎誠一君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（山崎誠一君） おはようございます。予算決算常任委員会審査経過の概要と結果について報告をさせていただきます。

令和3年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第29号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出のうち6款1項4目観光商工施設費について

委員から、足摺テルメ改修工事について4,400万円ほど予算計上しているが、予算案説明の中で主立ったものとして空調機、雨漏り、ボイラー及びろ過機が例として挙げられていた。それぞれの予算はどのくらいを想定しているのかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、工事費の内訳として空調機の取替工事1,481万9,000円、雨漏り塗装工事1,300万円、ボイラーの改修費用550万円、エレベーターの修繕費242万円、ろ過機のろ過材入替え660万円、非常用発電機の修繕60万円、給水用ポンプ取替工事124万円の合計4,417万9,000円との説明があり、了承いたしました。

2、議案第41号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出のうち3款3項1目生活保護総務費について

委員から、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業について、コロナ対策としての生活福祉資金の特例貸付けである総合支援資金の再貸付けが終了するとのことであるが、今回の事業説明書に書いている再貸付けとは総合支援資金を借りて据え置き、返済期間中に再度借りてもよいという仕組みなのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、この生活福祉資金の特例貸付けは緊急小口資金から始まり、総合支援資金、総合支援資金の延長、再貸付けとなっている。これらは全て貸付期間が延びており、流動的に何回も返済期限が延長され、最終的には令和3年8月が最終期限となっているとのこととあります。

また委員から、制度に関わって個人が一度借りて、また苦しくなったので再度貸付けを受けるという意味ではないのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、これまで4つの資金全てを借り入れている方がおり、今回の支援金もこれ以上の借入れができない方が対象となっているとのこととあります。

さらに委員から、令和元年と令和2年の緊急小口資金の件数及び総合支援資金の件数についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、内訳の詳細は持ち合わせていないが、社会福祉協議会へ確認したところ、4つの資金のうち1つ以上を借り受けた人が80人おり、そのうち4つの資金全て借りている方、もしくはこれ以上借りられない方が17人であるとの説明がありました。

さらに委員から、事業概要によると社会福祉協議会の見積りでは17世帯程度とのことであるが、1世帯6万円が7世帯、2人世帯8万円が7世帯、3人以上世帯10万円が6世帯の合計20世帯を対象にするという根拠について質疑があり、執行部の説明によりますと、世帯区

分ごとに1件ずつの転入等を見込んで増額したとのことであります。

さらに委員から、今後申請者が増える可能性があるが、その際は再度補正を行うのかとの質疑に対し、執行部から、仮に申請者が増えた場合は追加も可能であることから適宜対応したいとの説明があり、了承いたしました。

3、議案第30号「令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」

議案第31号「令和3年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」

以上、2件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 次に、総務文教常任委員会委員長、弘田 条君。

（総務文教常任委員会委員長 弘田 条君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（弘田 条君） おはようございます。令和3年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第38号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、令和2年度に引き続き、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者が属する世帯に対して減免を行った場合に財政措置が取られることになったことから、減免の対象期間を令和2年2月1日から令和3年3月31日までを令和4年3月31日までに延長することとなった。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の定義から新型コロナウイルス感染症の定義が変わることから、合わせて改正を行うものとのことであります。

委員から、減免を1年間延長するとのことだが、令和元年の収入より令和2年の収入が減少した方について、収入が減少したまま前年の収入と比べることになるが、コロナで収入が減少した方を救えるのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、世帯によって異なるが、所得が減ると所得割は減少し、また、均等割及び平等割の軽減割合が上がると保険税が下がるとのことです。

さらに委員から、国の減免の調整金の仕組みについて、去年は全額減免を国が補填していたが、国の負担率が変わり、市の持ち出しが必要となる可能性があるが、本市ではどのような状態であるのかとの質疑に対し、執行部から、市町村調整対象需要額の算出が例年2月であり、その額によって特例調整交付金の割合が決まるため、今の段階では見通しが立たないとの説明が

あり、了承いたしました。

2、議案第32号「土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第33号「土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第35号「土佐清水市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第36号「土佐清水市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、4件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君） 次に、産業厚生常任委員会委員長、武政健三君。

（産業厚生常任委員会委員長 武政健三君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（武政健三君） おはようございます。令和3年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第34号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、今回の手数料条例の改正は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法が改正されたことに伴い改正するもので、内容としては、現在、マイナンバーカード受領者の中で紛失等で再交付を行う際、手数料として市が800円を徴収していたが、改正後はJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）が直接徴収することになり、徴収事務を市町村に委託できる規定が新設されたことに伴い、個人番号カードの再交付手数料1枚につき800円という部分を削除する条例改正となっている。なお、市の歳入について影響はないとのことであります。

委員から、J-LISとの委託契約内容について、今まで市が徴収していたお金を渡すということかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、現在は窓口で800円を再交付の手数料として頂き、市の歳入として受け入れ、負担金として支出していたが、9月1日以降からはJ-LISから徴収委託を受け、市の会計を通さずに歳計外で預かり、J-LISへ支出するとのことであります。

また、委員から、歳入で入っていたものをJ-LISへ支払っていくということは、それに対する手数料などはもらえないのかとの質疑に対し、執行部から、国から関連経費の事務費として人件費等が国庫補助金として市のほうに入ってきており、市としては今までどおりで負担が増えることとはならないとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第40号「土佐清水市有料水道設備の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、唐人駄場園地公衆トイレの全面建て替え及び炊事棟の改修を高知県が実施し、5月末に完成している。炊事棟については利用者の利便性を高めるため、温水を利用できるようガス管等の整備も行った。施設の維持管理は市が行うこととなっており、ガス給湯器とコイン投入機を設置予定で、土佐清水市有料水道設備の中に唐人駄場園地炊事棟を追加するものとのことであります。

委員から、ガス給湯器は100円で何分使用できるかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、今回の6月会議で補正予算を計上しており、可決後の設置となるが、100円で3分間を予定しており、食材の洗浄や料理にも使用可能とのことであります。

また、委員から、100円で3分とのことだが、大岐の浜に設置してあるシャワーのように3分の間に途中で止めてまた再度使用することができるのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、一定の時間がたったらリセットされるが、使用途中で止めて、また出すということはできるとのことです。

さらに委員から、炊事棟は全面改修なのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、建物は元からあるため、施設周りのれんがや薪で使用するかまどなどがかなり老朽化しており、それを改修したとのことであります。

加えて委員から、トイレ改修についての質疑があり、執行部からは、以前は旧式のトイレが園地の中にあっただが、それを取り壊して入り口の駐車場付近に新しいトイレが完成しているとの説明があり、了承いたしました。

3、議案第37号「土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第39号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、2件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時19分 休 憩

午前10時33分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第29号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」、議案第30号「令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」、議案第31号「令和3年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」及び議案第41号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」の補正予算案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立または挙手願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。よって、議案第29号から議案第31号及び議案第41号の4件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号「土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号「土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

先ほどの部分で訂正いたします。特定個人情報の提供、この部分を提出と申したということでございますので、提供と改めます。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号「土佐清水市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号「土佐清水市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号「土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号「土佐清水市有料水道設備の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、市長から同意案第1号「土佐清水市教育委員会教育長の任命について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第1号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、同意案第1号を日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第1号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま御提案いたしました同意案第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は土佐清水市教育委員会教育長の任命についてであります。

平成25年7月12日から教育長として御尽力を賜りました、弘田浩三氏が6月3日をもって、一身上の都合により退任されました。この間、同氏の本市教育の充実、発展に尽力された功績は誠に顕著であり、その長年にわたる御功績と御功労に対し、心より敬意と感謝の意を表す次第であります。

つきましては、その後任として岡崎哲也氏を任命したいと考えます。

岡崎氏は、昭和59年4月、兵庫県芦屋市精道中学校教諭として採用された後、昭和60年4月から中村市立中村中学校教諭として採用以来、黒潮町立大方中学校、四万十市立下田中学校の学校長を歴任された後、平成26年4月からは清水中学校の学校長を務められ、令和3年3月末をもって定年退職をされています。同氏の長年の教育現場における豊富な経験と実績に加え、その人格・識見は教育長を務める者として最適であると考え、ここに御提案申し上げる次第であります。

本提案は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、議会の同意を得て任命するものでございます。よろしく御審議の上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第1号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

同意案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、同意案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

同意案第1号「土佐清水市教育委員会教育長の任命について」、同意の方は御起立または挙手願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。よって、同意案第1号は、同意することに決しました。

ただいま、市長から同意案第2号「土佐清水市固定資産評価審査委員会の委員の選任について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第2号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、同意案第2号を日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 引き続き、御提案いたしました同意案第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は土佐清水市固定資産評価審査委員会の委員の選任についてであります。

令和2年3月19日から同委員として御尽力を賜っております、宮崎敬三氏が本年7月3日をもって任期満了となります。この間における同氏の御労苦と御努力に対し、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、宮崎氏を引き続き同委員として任命したいと考え、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得て選任するものであります。

どうか御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(永野裕夫君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第2号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

同意案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、同意案第2号については、委員会付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

同意案第2号「土佐清水市固定資産評価審査委員会の委員の選任について」、同意の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、同意案第2号は、同意することに決しました。

ただいま、市長から同意案第3号「土佐清水市農業委員会の委員の任命について」から同意

案第7号「土佐清水市農業委員会の委員の任命について」までの同意案5件が提出されました。
お諮りいたします。

この際、同意案第3号から同意案第7号までを日程に追加し議題といたしたいと思えます。
これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、同意案第3号から同意案第7号までを日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第3号から同意案第7号までを議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 引き続き、御提案いたしました同意案第3号から第7号は、土佐清水市農業委員会の委員の任命についてであります。

同意案第3号の上野貴生氏は平成9年からブロッコリー栽培を始め、平成11年からは施設園芸を始め、現在に至っており、地域の担い手として活躍され、人格、識見とも最適任であると考えており、任命いたしたいと存じます。

同意案第4号の野老山卓男氏は農業に従事され、以前にも農業委員会委員を務められ、その際には会長職にも就任されるなど、人格、識見とも最適任であると考えており、任命いたしたいと存じます。

同意案第5号の池田克彦氏は集落営農代表農地利用最適化推進委員を務められ、人格、識見とも最適任であると考えており、任命いたしたいと存じます。

同意案第6号の岡崎直正氏は平成27年8月から農業委員会委員として献身的に御尽力を賜り、また、集落営農組織役員を務めるなど、人格、識見とも最適任であると考えており、任命いたしたいと存じます。

同意案第7号の尾崎和代氏は農協への勤務経験もあり、下ノ段地区婦人部に所属され活動するなど、人格、識見ともに農業委員の中立委員に最適任と考えており、任命いたしたいと存じます。

本提案は「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定により、議会の同意を得て任命するものであります。

どうか御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(永野裕夫君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第3号から同意案第7号までについて、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

同意案第3号から同意案第7号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、同意案第3号から同意案第7号までについては、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

同意案第3号「土佐清水市農業委員会の委員の任命について」、同意の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、同意案第3号は、同意することに決しました。

次に、同意案第4号「土佐清水市農業委員会の委員の任命について」、同意の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、同意案第4号は、同意することに決しました。

次に、同意案第5号「土佐清水市農業委員会の委員の任命について」、同意の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、同意案第5号は、同意することに決しました。

次に、同意案第6号「土佐清水市農業委員会の委員の任命について」、同意の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。よって、同意案第6号は、同意することに決しました。

次に、同意案第7号「土佐清水市農業委員会の委員の任命について」、同意の方は御起立または挙手願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。よって、同意案第7号は、同意することに決しました。

ただいま、市議会議案第5号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第5号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、市議会議案第5号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第5号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君登壇）

○10番（前田 晃君） 案文を朗読しまして、提案理由の説明及び提案とさせていただきます。

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書（案）

再審は無実の人が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける。これは冤罪です。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら後を絶ちません。

2010年、足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年、東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。また2014年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事もありました。

しかし、これら事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、常に検察による甚大な妨害が立ちはだかっていた。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再

審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で、新証拠の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものでした。無罪証拠が当初から開示されていたら冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたはずです。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし、再審における証拠開示には何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

2つ目の大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。大崎事件の原口アヤ子さん（90歳を超えました）は、検察の即時抗告、さらに特別抗告により、再審がいまだ実現されていません。袴田事件は検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申立てにより、89歳で無念の獄死をとげられました。

公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇をくり返すことに法的な制度を加える必要があることは明確です。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が無実の人の救済のための焦眉の課題です。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツも既に50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに再審請求審における証拠の開示について検討を行う」としており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められています。

無実の人を誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ次の点について「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うことを要請します。

- 1、再審における検察手持ち証拠の全面開示
 - 2、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止
- 以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第5号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について」、原案に賛成の方は御起立または挙手願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手多数であります。よって、市議会議案第5号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました意見書について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決しました。

次に、議会運営委員会委員長から吉村政朗議員の一般質問における議事進行の扱いについて報告したい旨の申出がありましたので、発言を許します。

議会運営委員会委員長、谷口佳保君。

（議会運営委員会委員長 谷口佳保君登壇）

○議会運営委員会委員長（谷口佳保君） 令和3年土佐清水市議会定例会6月会議（第8日目）の吉村政朗議員の一般質問における議事進行の扱いについて協議した結果を報告いたします。

1、吉村政朗議員の一般質問における議事進行の扱いについて

令和3年6月24日に開催いたしました当委員会に、吉村政朗議員から委員外議員として出席し発言したい旨の申出があり、委員会として許可することを決定いたしました。

吉村議員から、一般質問の際、弘田議員に一般質問を中断され、自分が言っていないことで不穏当であると議事進行をかけられたこと、また、その内容を確認せずに議長が不穏当な意見ということで議会運営委員会にかけたこと、議会運営委員会で協議した結果、自分の発言のどこが不穏当発言とされたのか、また、結果としてどういう理由により不穏当でなかったのかを議会運営委員会のほうで説明していただきたい。また、このことにより不特定多数の方々が大変誤解を受けていることから、訂正していただきたいとの申出があり協議いたしました。

弘田議員から、議事録の引用の中で、両行政ともということから始まっており、議会を含めて清水全体が意思決定をしたという話だと早合点をした。吉村議員には一般質問を止めてしまい大変失礼なことをし、お詫びいたしますとの申出があり、深く反省をしているとのことであります。

また、議長から、不穏当発言の定義の中には、無礼な発言、他人の私生活にわたる発言、また発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言、基本的人権を侵害する発言がある。今回の議事進行における不穏当の意味は、たとえ公式の議事録の引用であっても事実と異なることがあるのではないかということを確認する意味での議事進行であると解釈して、議事整理権を行使したということである。この件について、不穏当な意見として取り扱うことが適切でないということであれば、議会運営委員会で議論していただきたいと思うが、吉村議員の一般質問の名誉に関わることであり、吉村議員の発言に関して不穏当な無礼な発言があったということでは全くないということでありました。

議会運営委員会で協議の結果、資料中の文面であっても引用された議事録に対する不穏当意見という取扱いは不適切であり、議長の議事整理権の適用に誤りがあったと判断し誤解を招く発言の部分について削除するということで、「不穏当意見、発議ということですね。」という発言を削除するように決定いたしました。

以上のとおり、協議経過の概要と結果報告といたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

日程第2「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき……

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 岡本議員、どうぞ。

(7番 岡本 詠君自席)

○7番(岡本 詠君) 今、議運の委員長が報告あったということなんですけど、これを受けて、この後、議長のほうから削除についての何かあるんですか。何かというか、今からどうしますというふうな。

○議長(永野裕夫君) いいですか。議事進行かかっておりますけれど、このことについては一言で言いますと、議運の最高諮問機関が自治法174条の規定に基づき、審議、協議、調査をし、決定をしたということですので、私の発言のことについては、そこを削除するということで議運では決着がついたというふうに思っております。

以上です。

○7番(岡本 詠君) 議会の運営において、議員の発言の削除とか取消しというのは会議規則の第65号に基づいてやっているかと思いますが、今言っている議運の委員長から報告があった内容というのは、議長が削除をしてほしいとか、削除を求めるといことが入ってないんですよ。議長が削除を求めてないのに議運が削除するように決定するというのは、これ大丈夫なんですか。これ。

○議長(永野裕夫君) 岡本議員、この件については本会議で論議する部分ではございませんが、しかし私のほうから言わせていただきますと、議会運営委員会の決定は絶対でありますから、そのことについて私は何も文句はないということで、この文に関しては削除することに対しては絶対だというふうに思っております。

○7番(岡本 詠君) 議長は削除するという事に同意しているというふうに捉えますけど、手続上ですよ、本会議でこれ削除の手続をしなければいけないんじゃないかと思うんです。今回、議長の発言について削除したいということですが、その辺り、今報告があっただけですよ。削除するという決定をしたということで……

○議長(永野裕夫君) 最後言います。これは吉村議員のほうから議会運営委員会でどういうふうな諮問をするのかということの発議でございますので、これは議会運営委員会が最終的に結論を出したということでございます。

ですから、私の言うところについて、いわば不穏当という意味合いがそれになってないということですから、そのことについて削除したということでございますので、いわばそのことについては私も認めているということでございます。

○7番(岡本 詠君) いいですか。

○議長(永野裕夫君) 最後にしてください。

(7番 岡本 詠君自席)

○7番(岡本 詠君) 言ってること、言いたいことは分かるんですよ。こういう展開があっ

たから削除を認めたと。議長としてもそれに従うということですね。それは分かるんですけど、議会の運営上の手続として、ちゃんと会議規則にのっとった形を踏まなければ、これ今口頭で削除を決めました、議運で決めましたと言ったとしても、本会議で削除を認めてないんじゃないですか。そういう扱いになるんじゃないかと思ったんですよ。この手続の問題を言ってるんですよ。

○議長（永野裕夫君） 手続論に関しては、それはいろいろあると思いますが、しかしながら議会運営委員会、先ほども言ったように、このことについては決定ですので、そのことに対して議長は粛々とそのことに対して対処していかなければならないということで、今の決定に私は何の異論はないということでございます。

これなかなかこの論議は本会議ですることではなくて、このことについて、例えば異論があるならば、議会運営委員会のほうに諮問をしていただくというようなことでお願いをしたいと。ここでは少しなじまないのではないかなというふうに思っております。

○7番（岡本 詠君） なじまないということなんですけど、そうしたら議運開いて、これ手続確認してもらいたいですね。普通、議員が削除をお願いしますよね、通常。議長が認めて削除を認めますと言って削除になるじゃないですか。その手続がないまま、今回議長自身の発言なので、どういった形を取るのか分からないんですけど、そこがないまま削除をすることに至るのかというのが気になってるんですよ。そこら辺の手続をどういった形で議長の発言を削除するのか。ここら辺を議運で諮っていただけたらと思ったんですけど。

○議長（永野裕夫君） これはですね、議運の最高決定機関の諮問機関での決定ですから、それが全てです。ですから、このことについて僕がどうあろうがこうあろうが、そういう意見は全く通りませんので、このことについて削除すると。議運ではどういうふうに対処するのかという吉村議員の話でございましたから、それに対して議運は対処したということで、私個人の話がどうやこうや言う話ではないというふうに思っておりますが、しかしながら、そのことが間違いであるということになればそれを認めるということで。それでいわば整理するというふうに思っています。

これ以上、この本会議で論議がなかなか難しいですから、このことについては、また議運なりそういうところへ諮問するというようお願いしたいというふうに思います。

○7番（岡本 詠君） 議長。

○議長（永野裕夫君） もう認めません。これは議会運営委員会に対して、岡本議員がそういう意見があったと……

○7番（岡本 詠君） 議事進行なんですよ。

○議長（永野裕夫君） どうぞ。

(7番 岡本 詠君自席)

○7番(岡本 詠君) 発言の削除、訂正は審議期間中にやらなきゃいけないですか。それが今回通常議会なので年末まであるのか、この6月会議中にやらなければいけないのか、その辺りもあるんですけど、もしもこの6月会議中が審議期間であって、この議長の発言が……

○議長(永野裕夫君) 岡本議員、それでは言いますが、このことについては岡本議員の論点はどこですか。言うたら、委員長の報告に対して不服があるということですか。

どうぞ。

(7番 岡本 詠君自席)

○7番(岡本 詠君) 不服があるとか言ってないでしょう。だから手続上、会議規則ではそうなっているから、それを踏まえてないでしょうっていうの。今、報告で発言を削除するように決定したという報告がありました。でも、議長のほうから議長自身の発言を削除してくださいとかいう言葉がないんですよ。今、従うとか分かったとかいうふうな話ありますけど……

○議長(永野裕夫君) これ以上の論議はなかなか難しいですから、またその旨のことを議会運営委員会のほうで話をさせていただきたいというふうに思います。これ以上、なかなか平行線です。

ただ、私は今言うように議会運営委員会の決定事項は最高機関の決定事項ですから、これに対して粛々とそのことについて従うと。いわばイコール、私の不穏当な意見というのが間違っていたんだなというふうには認識をしておりますよ。それは議会運営委員会の最高機関の決定ですから。

以上でこのことは終わります。

○7番(岡本 詠君) わけわからん。ちょっと、終わってないですよ。

○議長(永野裕夫君) お諮りいたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) どうぞ。

(10番 前田 晃君自席)

○10番(前田 晃君) 仕組みは自分自身は十分了解はしてないですけども、議長、それから議員の発言の場合はですね、自分の発言の取消しというのは基本的には御自身が申し出て承認をもらうということになるわけですよ。議長の吉村議員の一般質問のときの不穏当などということについて、そういう判断について、議運のほうではそれはやっぱり適応を誤っているよと、不適切だったという結論を出したわけですね。それを受けて議長は分かりましたということですけども、岡本議員の言われていることは、本会議の場でその議運の決定を受けて議長としてはどうしますかということを表示が要るんじゃないですかと。申出が要るんじゃない

ですかということやないかと思うんですけども、私、議員と議長との違いがちょっと分からないので何とも言えませんけれども、確かに本会議の場で何らかの態度表明はすべきかなというふうに私も今、お話を聞きながら思いました。

○議長（永野裕夫君） 今ですね、お話が段々とございましたが、本会議上で今これ全部テープもしております。

ですから、私はこのことに対して、私の不穏当という言葉、文言が間違いであったというふうに議運から言われておりますので、ですからそのことに対しては全くそのとおりと。だからそのことについては議運の言うことに従いますよということですから、それはどこが何がと言われても、従うということですから。それで僕は十分いいんじゃないかなというふうに思っております。結論は出ておりますから。議会運営委員会で結論が出ておりますから、そのことについて私は粛々とそのとおりですねと。では、そういうふうな削除をしていただくことについて不服は全くないということでございます。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項……

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） もうこれ以上の議事進行はなかなか認めにくいです。

○7番（岡本 詠君） いや、だから今何も解決してないですよ。

何度も言いますけど、議運の決定を受けて本会議で議長がどうするかということをしないと、これ正式な削除にならないんじゃないかと心配しているんですよ。そこをちゃんと説明していただけます。

○議長（永野裕夫君） 削除してないじゃなくて、削除します。それは議運の決定だから削除します。だから、このことについて議運は誤りがあつたんじゃないですかと、議事整理権が間違っておつたんじゃないかということですから、それを認めるということですから、別にそれ以上の論議はないと思いますよ。

○7番（岡本 詠君） いいですか。最後に僕言います。

○議長（永野裕夫君） もう最後にしてください。

○7番（岡本 詠君） 最後にしますよ。これね、もう一回言いますよ。会議規則の第65号、これ載ってるじゃないですか。それで、通常、大体執行部側であつたり、議員のほうが何か失言したときにね、今の発言を取り消したいとか削除願いますよね。それで、その話を聞いた議長がそれをどうするか決めて、それで本会議でこれを削除しますとか、しないとかいう話になっていくじゃないですか。その手続が今回取られてないんじゃないかと言ってるんです。このままでこの議事運営大丈夫なんですかと言っているだけなんですよ。削除してないとかいう話

じゃなくて、議長がそれに応じてないとかいう話じゃなくて、手続上、例えばですよ、議長が自らの発言を削除したいと、議長席から議長の発言で言うのか、もしくは議長が一遍降りて、副議長が座って議長が申し上げて言うのかちょっと分かんないですけど、そういった形を取った上でちゃんとやっていくのが議会なんじゃないですかと言ってるだけなんです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） はい。それでは、次に行きます。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第137条の規定に基づき、お手元に配付をしております関係議員を派遣いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣は、そのように決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私の3期目のスタートとなりました。定例会6月会議において御熱心な御審議を賜り、追加議案も含め御提案を申しあげました全ての議案が全会一致で可決、承認いただき、心より感謝を申し上げます。この会議において、議員各位からいただきました御意見、御提言につきまして、今後の市政運営に活かしてまいりたいと思えますので、どうか変わらぬ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、コロナ禍の中、これから本格的な夏に向かいますが、皆様におかれましては体調にはくれぐれも留意しながら、ますますの御活躍を心からお祈りを申し上げ、簡単ではありますが閉会の御挨拶とさせていただきます。御苦労さまでした。

○議長（永野裕夫君） これをもちまして、令和3年土佐清水市議会定例会6月会議を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前11時18分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員